

新潟県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業  
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、県内の有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び薬局（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。この交付要綱においては以下同じ。）（以下「診療所等」という。）に対して、対象職員の賃金改善を行うために必要な経費および、物価上昇へ対応するための診療等に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業  
診療所等が、対象職員の賃金改善を行うために必要な経費を補助
- (2) 診療所等物価支援事業  
診療所等が、物価上昇へ対応するための診療等に必要な経費を補助

(交付基準および交付対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別記に定める基準に該当する施設の開設者又は指定訪問看護事業者とし、予算の範囲内において、別記に定める額を交付するものとする。

- 2 第1項に定める補助事業者について、次のいずれかに該当する者は対象外とする。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
  - (3) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容または経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、第2項に規定する交付申請書等を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 交付申請書および添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

- ① 支給申請書兼請求書 (第1号様式)
- ② 診療所等賃上げ支援事業申請書 (第2-1号様式)
- ③ 対象施設確認チェック表 (第3号様式)

(2) 診療所等物価支援事業

- ① 支給申請書兼請求書 (第1号様式)
- ② 診療所等物価支援事業申請書 兼 実績報告書 (第2-2号様式)

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、当該補助事業者に通知する。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第7条 第4条第1号の規定により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第5号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、診療所等物価支援事業については、交付申請時に提出された書類をもって、実績報告書に代える。

2 診療所等賃上げ支援事業の実績報告書および関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

①賃上げ支援事業実績報告書(賃金改善報告書)(別記第6号様式)

②2.0超部分算定シート(別記第7号様式)

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査等により、その内容が補助金の交付の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付方法)

第13条 知事は、必要があると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、第5条第2項に定める支給申請書兼請求書の提出をもって概算払請求書を提出したものとする。

(交付決定の取り消し)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた後に要件に該当しないことが明らかとなった者、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の返還)

第 15 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(検査の実施)

第 16 条 知事は、対象事業者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(債権譲渡の禁止)

第 17 条 補助事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 2 7 日から施行する。

別記

対象施設及び補助額

対象施設		補助額	
診療所等賃上げ支援事業	令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設	有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×72千円（※1）
		無床診療所（医科・歯科）	1施設×150千円
		訪問看護ステーション	1施設×228千円
診療所等物価支援事業	令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する薬局	薬局	所属する同一グループ内の薬局数
		～5店舗	1施設×145千円
		6～19店舗	1施設×105千円
		20店舗～	1施設×70千円
診療所等物価支援事業		有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×13千円（※2）
		無床診療所（医科・歯科）	1施設×170千円
		薬局	所属する同一グループ内の薬局数
		～5店舗	1施設×85千円
		6～19店舗	1施設×75千円
20店舗～	1施設×50千円		

（※1）使用許可病床数が2床以下の場合は1施設150千円を補助

（※2）使用許可病床数が13床以下の場合は1施設170千円を補助